国会議員互助年金法を廃止する法律案経緯

１６３回（特別）国会　平成17年 2005年

9月22日(木)小泉首相、議員年金の廃止を早急に検討するよう与党の政策責任者に指示。
10月13日(木)議会制度協議会　与党案、民主案、共産案について説明聴取、継続協議
10月19日(水)議会制度協議会　各党案について協議、社民案提出、継続協議
　同日 与党幹事長等会談　国会議員互助年金制度の完全廃止で合意。
10月20日(木)民主党　議員年金廃止法案を提出
10月26日(水)議会制度協議会　与党案を撤回する旨の表明有り。
　川崎座長、早急に与野党案の調整をして廃止で一致する様協議を要請。
10月28日(金)民主法案　議運委付託
11月 1日(火)議運委　民主法案の閉会中審査申出を否決(反対－自民、公明、共産、社民)

－１６３回閉会中－
12月 8日(木)議会制度協議会　新たな与党案・民主案提示。年内合意を目指すこととなった。
12月16日(金)議会制度協議会　与野党案について各党意見表明。
　議長、各党間に開きがあるため引き続き努力する様要請。

１６４回国会　平成18年
1月20日(金)(召集日)平成17年度補正予算提出、平成18年度総予算提出
　同日 本会議　構成、政府四演説
1月23日(月)本会議　代表質疑１日目（民主、自民、民主）
1月24日(火)本会議　代表質疑２日目（公明、共産、社民）
1月25日(水)民主党　議員年金廃止法案を提出、同日議運委付託
　同日　予算委　補正予算、本予算　提案理由
1月26日(木)　与党　議員年金廃止法案を提出、同日議運委付託
　同日　予算委　補正予算基本的質疑
1月27日(金)議運委
　議員年金廃止法案　提案説明　質疑　討論　採決
　(民主案否決　反対－自民、公明、共産、社民)
　(与党案可決　反対－民主、共産、社民)
　同日　予算委　補正予算一般的質疑①
　同日　総務委　補正関連法案　提案理由　質疑（終局）
　同日　環境委　補正関連法案２案　提案理由　質疑
1月30日(月)予算委　補正予算一般的質疑②、締めくくり質疑、討論、採決
　(反対－民主、共産、社民、国民)
　同日　本会議、総務委、環境委　流会（牛肉輸入再開とＢＳＥ答弁書問題）
1月31日(火)総務委　補正関連法案　討論　採決（可決）
　同日　環境委　補正関連法案２案　質疑　採決（可決）
　同日　本会議
　補正予算　討論　採決
　(反対－民主、共産、社民、国民)
　議員年金廃止法案　討論　採決
　(民主案否決　反対－自民、公明、共産、社民、国民)
　(与党案可決　反対－民主、共産、社民、国民)
　補正関連法案３案　採決（可決）
2月 3日(金)参議運委　与党案可決
　同日 参本会議　与党案可決・成立

「衆議院の動き」　平18　2006年

第４　衆議院改革の動き

１　議会制度協議会

衆議院改革に係る諸問題については、衆議院議会制度に関する協議会（以下「議会制度協議会」という。）を中心に検討が進められている。

議会制度協議会は、第51回国会昭和41年３月10日の議院運営委員会の決定により設置された。同協議会は、議長の諮問機関として、議院運営委員会の委員長、理事等で構成され、議長及び副議長出席のもと、構成員相互の間で、その時の当面の問題ばかりでなく、議会制度全般の問題について、時には党派の立場を離れて大所高所の観点から率直な意見の交換を行っている。

議会制度協議会においては、これまでに、「国会法の改正問題」、「議院の運営上の問題」、「政治倫理の問題」、「国会の制度改革の問題」等議会制度に関わる各般の問題について幅広く協議されてきた。

最近では、河野議長から、「議員互助年金問題」、「公聴会の開会時期」について検討するよう諮問された。「議員互助年金問題」については、最終的に与党提出の議員互助年金廃止法案の成立を見た。「公聴会の開会時期」については、今後、副議長や各党が提示した他の検討項目とともに議論がなされていく予定である。

２　国会議員の互助年金等に関する問題

議員互助年金問題に関しては、平成16年２月13日の議会制度協議会において、河野議長から諮問された。その後、各党間において検討され、４月９日に各党の国会対策委員長から河野衆議院議長、倉田参議院議長の両議長に対し、国会議員互助年金問題について、両院議長のもとに諮問機関を設置してほしい旨の要請があり、両院議長が協議した結果、学識経験者６人で組織される「国会議員の互助年金等に関する調査会」が設置され、６月16日に初会合を開いた。

平成17年１月20日には、調査会から両院議長に対し、大幅な給付削減と議員負担の増加により国庫負担率を50％程度にすること等を内容とする答申がなされた。

議会制度協議会において、２月８日に調査会から答申について説明を聴取し、各党で検討することとなった。６月10日に各党から検討状況について中間報告があり、各党の案が提示され、平成18年度予算編成までに現行制度を何らかの形で見直すべきという認識で一致したが、８月に衆議院解散となった。

９月の総選挙後の議会制度協議会において、改めて各党の協議が進められた。10月26日に各党は、互助年金制度を直ちに廃止することで合意し、平成18年４月１日以降は現行の国会議員互助年金法は機能しない認識で一致した。また、次の通常国会の早期に法制化するようできるだけ速やかに各党で努力することで合意した。12月８日に与党（自民、公明）及び民主党から、それぞれ廃止の在り方についての案が提示され、次期通常国会の冒頭に、議院運営委員会で協議することになった。

平成18年１月、与党及び民主党から、それぞれ「国会議員互助年金法を廃止する法律案」が提出された。１月27日の議院運営委員会において、両案について提案理由説明聴取、質疑、討論の後、採決を行い、民主党案は否決され、与党案が可決された。１月31日の本会議においても、民主党案は否決され、与党案が可決された。２月３日の参議院本会議において、与党案が可決、成立した。

（参考）

国会議員互助年金法を廃止する法律案（宮路和明君外６名（自民、公明）提出）要旨

本案は、現行国会議員互助年金法を廃止し、それに伴う所要の経過措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一　国会議員互助年金法を廃止すること。

二　退職者についての経過措置

１　普通退職年金の減額

昭和56年４月以降の退職者について、その退職時期に応じて４％から最大10％減額すること。

２　高額所得による年金の停止

普通退職年金と前年のそれ以外の所得との合計額が700万円を超える場合は、その超える額の２分の１に相当する金額の支給を停止することとし、停止する額が普通退職年金の額を超える場合には年金は支給しないこと。

三　現職国会議員についての経過措置

１　本年３月までの在職期間が10年以上である国会議員についての措置

㈠　退職後、施行日前の在職年数について旧法により計算した年金額を15％減額した普通退職年金、又は、国庫に納付した納付金総額の８割に相当する金額（過去に年金または退職一時金を受けた場合は、その合計額を控除した金額）を退職一時金として受けることとすること。

㈡　右の年金を受ける場合には、二の２と同様の高額所得による年金の停止を適用すること。

２　本年３月までの在職期間が10年未満である国会議員についての措置

国庫に納付した納付金総額の８割に相当する金額（過去に退職一時金を受けた場合は、その合計額を控除した金額）を退職一時金として受けることとすること。

四　この法律は、平成18年４月１日（二の２及び三の１の㈡については、同年７月１日）から施行すること。

３　衆議院事務局改革に関する問題

衆議院事務局改革問題に関しては、平成18年１月20日に議院運営委員会に衆議院事務局等の改革に関する小委員会が設置され、協議されている。

同小委員会は、衆議院事務局等を効率的かつ機能的な組織にし、議員の補佐機能の充実強化を図るため、第164回国会において新たに設置されたものである。

２月８日に初回の小委員会が開かれ、事務局から事務局及び法制局の組織等の現状について説明を聴取した。以来、９回にわたる小委員会においては、主に「定員の純減」、「組織の改編」、「議員専用バスの運行縮減」、「特別給料表適用者の給与の見直し」、「立法補佐機能の充実強化」、「衆議院所管の国有財産の活用」等について協議が行われた。

３月27日には、衆議院所管国有財産調査のため、自動車置場、速記者養成所、法制局分室、事務局分室を視察した。

５月31日に衆議院事務局等の改革に関する小委員会中間取りまとめを決定し、６月１日には議院運営委員会理事会で中間取りまとめを了承した（共産党は反対を表明した）。同日佐田議院運営委員長及び田村小委員長が、河野議長に報告した。

６月２日に佐田議院運営委員長が、中間取りまとめ中に参議院においても検討を要する部分があることから、溝手参議院議院運営委員長に中間取りまとめについて説明した。

平成17～18年、2005～2006年　国会議員互助年金法廃止

2005.1.20　国会議員の互助年金等に関する調査会、両院議長に対し答申

10.5(水) 議員年金　新制度で合意　与党、公的年金に統合へ

特権的と批判される議員年金をめぐり、自民、公明両党は四日、「与党議員年金プロジェクトチーム」（佐田玄一郎座長）の初会合を開き、現行制度を廃止、負担増と給付減で国庫負担を二分の一に抑えた新たな議員年金制度に衣替えし、将来は公的年金に統合することで大筋合意した。来年四月一日までの新制度導入を目指す。

与党チームは、合意をもとに早急に具体的な与党案をまとめ、十三日の衆院議会制度協議会（座長・川崎二郎議院運営委員長）に提出する。自公両党が足並みをそろえたことで、今後、議員年金をめぐる与野党論議が一気に本格化しそうだ。

会合では、七割に達する現在の国庫負担を五割にすることを前提に現職議員の負担を増やす方針で一致。さらに現在の年金受給者への給付を減額し、年七百万円以上の所得がある議員ＯＢへの給付は打ち切ることで合意した。高額所得者への給付打ち切りは衆参両院議長の諮問機関「国会議員年金調査会」が今年一月にまとめた答申案より一歩踏み込んだ内容だ。

今後は、どのようなプロセスで新制度を公的年金に統合させるかが最大の課題となるが、与党は、先の衆院選で示した連立与党重点政策に盛り込んだ厚生年金と共済年金の統合をにらみ方向性を示したい考えだ。

議員年金をめぐっては、自民党が六月に改正四案を提示するなど与野党双方が独自案を提示。その後は議論が宙に浮いていたが、九月二十二日に小泉純一郎首相と公明党の神崎武法代表が現行制度の廃止を目指す方針で一致したため、一気に自公両党で検討が進んだ。

民主党も議員年金を直ちに廃止し、公的年金に統合する方針を示しており、衆院議会制度協議会で年内に意見が集約される可能性もある。

ただ、ＯＢ議員や現行制度で受給資格を得ている現職議員の中には、給付水準をできる限り減らさないよう求める声がある一方、受給資格のない若手議員には抜本的な見直しを目指す声も少なくない。参院内には、年金ではなく新たな退職金制度導入を求める声もあり、衆参両院の与野党が最終合意するまでには、なお曲折が予想される。（産経新聞）　－ 10月5日2時47分更新

10.14(金) 議員年金巡り平行線・与野党協議会

与野党各党は13日の衆院議会制度協議会で、それぞれ国会議員互助年金（議員年金）の改革案を示した。与党と民主党の隔たりは大きく、議論は平行線に終わった。来週半ばに再度、協議することでは一致したが、与野党の共同案がまとまるかは不透明だ。

与党、民主ともに議員年金「廃止」を掲げるが、その方法は大きく異なる。与党案では来年4月から将来の廃止までの暫定措置を導入し、給付水準の引き下げなどを盛った新年金に移行する。一方、民主案は今年中に現職議員が払った納付金（保険料）の半分を一括返還し、現行制度を即時廃止、清算する内容だ。（07:02）

10.19(水) 議員年金廃止で合意　与党　来年、改正案を提出

自民、公明両党の幹事長・国対委員長会談が十九日、都内のホテルで開かれ、「特権的」と批判の強い議員年金制度について、現在与党が提示している支給減・受給増を柱とする暫定制度導入を取り下げ、完全廃止する方針で合意した。小泉純一郎首相の強い意向を受けたもので、完全廃止を求める民主党との合意はこれで容易となったが、今国会中の法案改正は事実上困難となった。今後与党内での意見集約を急ぐが、突然の方針転換に異論も出そうだ。

会談では、新たな制度の枠組みとして、現在の受給者への支給は維持▽未受給者や現役議員の納付金は全額返済▽廃止処理に伴う費用は国庫負担－などで一致した。

この枠組みは、現与党案より、民主党や共産党など野党案に近く、各党との合意は容易になるとみられるが、現受給者への大幅支給減を求める民主党案よりも廃止に伴う国庫負担は増え、年間約三十億円にのぼるとみられる。

自民、公明両党はそれぞれ、今月中に党内での了承手続きを取り、制度の枠組みを固め、来年の通常国会にも制度改正に伴う法案を提出する方向で検討している。

一方、衆院議会制度協議会は同日午前、会合を開いたが、与党幹事長・国対委員長会談の内容が伝えられなかっ

たため、新方針の協議は見送られた。二十六日にも改めて協議を開く予定だ。
与党側は、これまで支給減・受給増で国庫負担を五割に抑える暫定措置を主張し、野党案を「国庫負担を増やすだけ」と批判していた。今月五日夜、首相が川崎二郎衆院議運委員長らと会食した際、「議員年金廃止のメッセージを打ち出すべきだ」と発言したことなどを踏まえて、最終判断した。（産経新聞）－10月19日15時21分更新

10.21(金) 議員年金　自民、廃止に批判噴出　民主は「１９年実施」で法案

自民党は二十日、臨時役員会を開き、国会議員年金制度を完全廃止する方針を確認し、党改革実行本部で詳細を検討することになった。だが、同日の各派閥の総会などでは、公的年金との統合までの暫定措置で乗り切ろうとした与党の当初案を、小泉純一郎首相の意向で唐突に変えたことへの反発も相次いだ。
谷垣派の川崎二郎会長代行は、同派総会で「小泉さんの鶴のひと声で廃止せよとなった。河野洋平衆院議長はご立腹だ」。河野グループでも、衆参両院議長のもとで検討してきた改革に首相が介入したとして、批判が噴出した。「（方針転換の）プロセスがはっきりしない」（旧亀井派）や「毎年百万円超の納付金を払っている。全額返してもらわないと横取りだ」（山崎派）との声も。
公明党の中央幹事会でも「（議員年金がなくなると）優秀な人材が集まりにくくなる」「資産を持っている人しか議員になれない」と、慎重論が相次いだ。
一方、民主党は、議員年金制度を平成十九年一月から廃止する法案を衆院に提出した。同党は議員年金廃止の方針を与党に先駆けて打ち出しており、来年の通常国会での法案提出、成立を目指す与党に対抗して「改革のスピード」をアピールし、議員年金廃止論議を主導する狙いだ。
しかし、実施時期については来年四月とする与党より九カ月の「遅れ」をとっている。
法案は、議員年金制度廃止に伴い、すでに年金を受給している議員ＯＢへの支給は継続するものの、額を三割減らし、在職三年以上の現職議員に対してはこれまでに納付した額の五割を返還するという内容。在職三年未満の現職議員には納付金を返還しない。

12.17(土)　議員年金　民主と溝埋まらず　与党、法案提出へ

衆院議会制度協議会は十六日、国会議員互助年金（議員年金）の廃止法案を協議したが、与党と民主党の折り合いがつかなかった。与党は「隔たりは埋まらない」とし、来年四月の制度廃止に向け、通常国会冒頭に与党案を提出する方針だ。
与党案は、在職十年以上の現職議員について、引退時に（１）制度廃止前に支払った納付金総額の八割返還（２）１５％削減した年金受給－のいずれかを選択できることが柱。民主党案は、納付金総額の五割返還となっている。
与党側は、制度廃止前の受給資格に基づく年金支給も認めない民主党案を批判。民主党は「現職に年金支給継続を認めれば廃止とはならない」と譲らなかった。すでに年金を受給しているＯＢ議員への対応でも、支給額の４－１０％カットとする与党と、三割削減を求める民主党の主張が平行線をたどった。
この日は参院側も協議したが、意見は一致しなかった。このまま折り合いがつかなければ、民主党も独自法案を通常国会に提出する方針だ。（産経新聞）－12月17日5時1分更新

1.26(木)廃止法案２月にも成立へ　議員年金、与党が提出

与党は２６日午後、国会議員互助年金（議員年金）を４月に廃止する法案を衆院に提出した。同法案は２７日の衆院議院運営委員会で与党の賛成多数で可決する運び。３０日の衆院本会議で可決、直ちに参院に送付され２月上旬に成立する見通しだ。民主党も廃止法案を提出しているが、否決される。
与党の廃止法案は現行制度を廃止し（１）議員ＯＢへの給付は額に応じ原則４－１０％削減（２）在職１０年以上の受給資格のある現役議員は、納付済みの額から２０％カットした額を一括して受け取るか、現行より１５％削減した年金を受給するかを選択－などが柱。
これに対し、民主党は「与党の考え方では現職議員が将来給付を受けることもでき、廃止ではない」（中堅議員）と批判。議員ＯＢへの給付を３０％カットするとともに、現職議員に納付済みの額の５０％を返還することで、現職にとっては議員年金が完全廃止されることになる法案を作成した。（共同通信）－1月26日19時57分更新

2.3(金) 議員年金：「廃止」名ばかり　選択制で受給安泰

「国会議員の特権」と世論の批判を浴びた国会議員互助年金（議員年金）の廃止法が３日、参院本会議で可決され、成立する。だが、４月時点で在職１０年を超える議員に受給権を認めたことで、「給付終了」まで半世紀近く

もかかりかねず、「廃止」とは呼べない内容にとどまっている。国民年金など他の年金に比べ突出している給付水準のカットも不十分で、国民の不満は解消されそうにない。【平元英治、衛藤達生】

「まずは議員年金を廃止するんだ」。与党が議員年金改革に着手したのは昨年９月、小泉純一郎首相が宴席で与党幹部に指示したのが直接のきっかけだった。既得権を排する姿勢を示すことで、小泉改革をさらに進めようという思惑が込められていた。

その後、二転三転して作成したのが（１）掛け金を２割削減し返還（２）４月で在職１０年を超える議員には現行水準より１５％削減した年金を受給する選択肢も付与――との法案だ。民主党は掛け金返還による完全廃止を主張したが、与党は「強制加入と引き換えに保証している受給権を否定すれば、財産権の侵害になる」と押し切った。

議員年金は現在、１０年間在職で、６５歳以降毎年４１２万円受け取れる。今回の見直しで、給付水準は３５０万２０００円になるが、それでも、年１２３万６０００円の高額な掛け金を負担しても、わずか３年で掛け金の額を上回る計算だ。

弁護士でもある公明党の冬柴鉄三幹事長は２日の党中央幹事会で「世論の批判もあるが、これ以上の方法はない」と法的側面から正当性を強調した。しかし、受給権を得るまで３０年かかる国民年金（４０年加入で年約７９万円）と比べても、その差は大きい。

さらに、廃止法とはいえ、在職１０年以上の現職議員の受給権を認めたため、完全廃止まで長時間を要することになった。現職のうち、４月時点で受給権を持つ最年少議員は自民党の小此木八郎衆院議員（４０）。小此木氏が受給を選択すれば、平均寿命（男性７８．６４歳）に照らした場合、数十年先まで給付が継続し、税金が財源となる。

こうした実態を踏まえ、学習院大の河合秀和名誉教授（政治学）は「小泉首相が最初に掲げた『完全廃止』にすべきだった。政治道徳から言っても延命的な制度改革は望ましくない」と指摘。政治アナリストの伊藤惇夫氏も「大半の議員が年金受給の方を選ぶだろう。形だけの改革で収めた印象だ」と批判する。

「もう一息で年金を受けられる。善処してほしい」。昨年１２月、当選９年目の自民党議員数人が党幹部を回り、４月の廃止時期を遅らせるよう要請する場面があった。政界内では「議員年金がなくなればサイドビジネスに走る議員も出てくる」（高村正彦元外相）などの声も根強い。それ自体が優遇意識の象徴であり、完全廃止に至らなかった背景とも言える。

◇法案反対　民主議員にも恩恵？

与党案成立が確実となるなか、焦点は各議員の対応に移っている。

なかでも注目は民主党議員だ。同党は議員年金の「完全廃止」を掲げ、前原誠司代表は与党案を「議員年金温存法案」と批判してきたが、「民主党からも年金受給を選ぶ議員が出る」との見方が広がっているためだ。

民主党は今国会に（１）現職議員に掛け金の半額を返還（２）議員ＯＢは給付額の３割を削減――という独自の廃止案を出したが、衆院で否決された。

与党案が成立しても、同党としては、全議員が掛け金返還を選ぶのがスジ。前原氏は先月３１日の記者会見で、「当然年金（受給）を選択しない」と宣言。所属議員については「廃止法案を出した重みを考えて行動していただけると思っている。（党の）方向性と違う判断をした場合には、次の選挙で有権者から厳しい評価を受けるのではないか」と、党内の「年金受給論」をけん制した。

だが、ベテラン参院議員は「議員は辞めた後もいろいろ付き合いがある。（廃止で）国民年金と同じになってはやっていけない」と本音を語る。議員年金受給者が相次いだ場合、民主党は「理想論を振りかざしただけ」などの批判の矢面に立たされかねず、執行部は頭を痛めている。

◇０４年度は国費３３億円投入

国会議員年金は終戦後、社会保障の枠組みづくりが論じられるなかで浮上した。民主主義社会実現のために「誰もが議員になれる制度」を整えるという観点から、ＧＨＱ（連合国軍総司令部）が求めたとされる。

制度スタートは「国民皆年金」（１９６１年）に先立つ５８年。財源を全額国費でまかなう案もあったが、世論の反発もあり、現職議員の掛け金も充てることになった。

だが、１０年で受給権が発生するハードルの低さゆえに、受給者は年々増加。議員数はほぼ一定のため、国庫負担割合が急増。５９年度（受給者は遺族含め９０人）の２７％から７９年度（同５６９人）には5割台に、０４年度（同９４６人）には７２．７％に達した。０４年度は約３３億６０００万円の国費が投入されている。

こうした実態は０４年年金改正の議論のなかで明らかになり、あまりの優遇ぶりに世論の批判は高まり、今回の廃止法案につながった。小泉純一郎首相はいったん、「受給」の選択肢のない「完全廃止」を求めたが、「受給権を否定すれば訴訟になる」との説明を受け入れ、最終的に了承した。　毎日新聞　2006年2月3日　0時56分　（最終更新時間　2月3日　0時57分）

平成17年

衆議院の動き

第13号

第162回国会（常　会）
第163回国会（特別会）

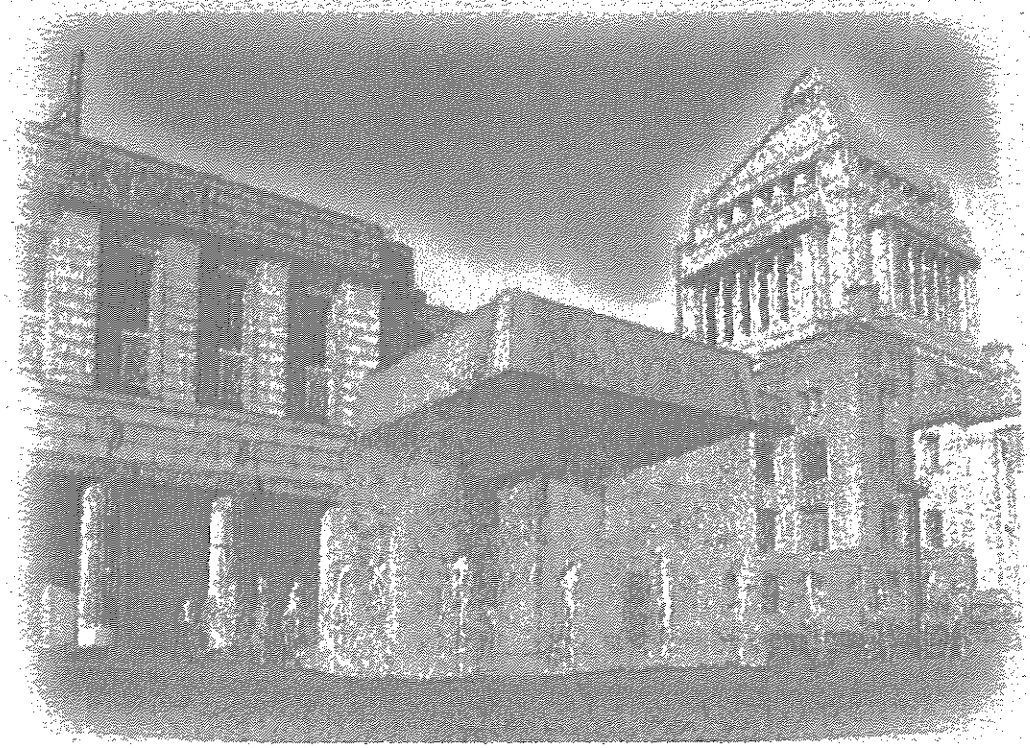

衆議院事務局

第6

衆議院改革の動き

第６　衆議院改革の動き

１　議会制度協議会

衆議院改革に係る諸問題については、衆議院議会制度に関する協議会（以下「議会制度協議会」という。）を中心に検討が進められている。

議会制度協議会は、第51回国会昭和41年３月10日の議院運営委員会の決定により設置された。同協議会は、議長の諮問機関として、議院運営委員会の委員長、理事等で構成され、議長及び副議長出席のもと、構成員相互の間で、その時の当面の問題ばかりでなく、議会制度全般の問題について、時には党派の立場を離れて大所高所の観点から率直な意見の交換を行っている。

議会制度協議会においては、これまでに、「国会法の改正問題」、「議院の運営上の問題」、「政治倫理の問題」、「国会の制度改革の問題」等議会制度に関わる各般の問題について幅広く協議されてきた。

最近では、河野議長から、「秘書問題」、「議員互助年金問題」について検討するよう諮問された。「秘書問題」については、公設秘書制度の見直しについて、議長に答申した。また、「議員互助年金問題」については、衆・参両院議長のもとに設置された「国会議員の互助年金等に関する調査会」の答申について説明を聴取し、各党からその検討状況について報告を受け、協議を行った。平成17年９月の総選挙後においては、再選された河野議長から改めて「議員互助年金問題」について諮問され、各党間で協議が進められている。

２　国会議員の互助年金等に関する問題

議員互助年金問題に関しては、平成16年２月13日の議会制度協議会において、河野議長から諮問された。その後各党間において検討され、４月９日に各党の国会対策委員長から河野衆議院議長、倉田参議院議長の両議長に対し、国会議員互助年金問題について、両院議長のもとに諮問機関を設置してほしい旨の要請があり、両院議長が協議した結果、学識経験者６人で組織される国会議員の互助年金等に関する調査会が設置され、６月16日に初会合を開いた。

平成17年１月20日には、調査会から両院議長に対し、大幅な給付削減と議員負担の増加により国庫負担率を50パーセント程度にすること等を内容とする答申がなされた。

議会制度協議会において、２月８日に調査会から答申について説明を聴取し、各党で検討することとなった。６月10日に各党から検討状況について中間報告があり、各党の案が提示され、平成18年度予算編成までに現行制度を何らかの形で直すべきという認識で一致したが、８月に衆議院解散となった。

９月の総選挙後の議会制度協議会において、改めて各党の協議が進められた。10月26日に各党は、互助年金制度を直ちに廃止することで合意し、平成18年４月１日以降は現行の国会議員互助年金法は機能しない認識で一致した。また、次の通常国会の早期に法制化するようできるだけ速やかに各党で努力することで合意した。12月８日に与党及び民主党から、それぞれ廃止の在り方についての案が提示され、各党間で協議が進められている。なお、通常国会の冒頭に、議院運営委員会で協議することになった。